

函館市監査公表第19号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年12月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 出村 ゆかり

函館市監査委員 道畑 克 雄

函 椴 地  
令和 7 年(2025 年) 1 2 月 2 3 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部 局 名	椴法華支所		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他 ( )		
監査等実施期間	令和 6 年 12 月 25 日～令和 7 年 5 月 15 日	提出日	令和 7 年 8 月 5 日
監 査 項 目 等	予算の執行		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
<p>函館市港湾施設管理条例(平成 1 2 年条例第 3 8 号)の別表第 2 では、椴法華港の使用料等について、物揚場使用料はけい留期間および船舶の総トン数、船揚場使用料は使用日数および占用面積により定めているが、椴法華支所では、総トン数 5 トン未満の船舶にかかる船揚場使用料において、占用面積にかかわらず、同条例第 1 2 条第 1 項の減免規定を用いて物揚場使用料と同額の 6, 4 9 5 円に限度額を設定し、対象となる船舶について全て一律に 6, 4 9 5 円を徴収していた。</p> <p>このことは、椴法華港が漁業者も利用する地方港湾であり、同一の港内を使用する総トン数 5 トン未満の船舶の使用料において、船揚場と物揚場で差異が生じないよう取扱ったものと思料されるが、本来徴収すべき金額と異なる一律の使用料を徴収することは、条例の趣旨に照らし適当とは言えないことから、条例の規定に基づき使用料を徴収されたい。また、条例が実態と乖離しているのであれば、必要に応じて条例を改正することも検討されたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>椴法華港の使用料等につきましては、同一の港内を使用する総トン数 5 トン未満の船舶の使用料において、船揚場と物揚場で差異が生じないよう減免規定を用いて同一の使用料を徴収してきたところですが、この度の監査意見を踏まえ、条例の趣旨に照らし、令和 8 年度から本来徴収すべき金額と異なる一律の使用料の徴収を改め、函館市港湾施設管理条例(平成 1 2 年条例第 3 8 号)の別表第 2 の規定に基づいた使用料の徴収をしてまいります。</p>			